第45回社会思想史学会大会　2020年10月25日（日）

政治理論とインテレクチュアル・ヒストリー

-西平等『法と力：戦間期国際秩序思想の系譜』（名古屋大学出版会、2018年）を読む-

世話人：小田川大典（岡山大学）安武真隆（関西大学）

司会：安武真隆（関西大学）

報告者：小田川大典、三牧聖子（高崎経済大学・非会員）、西村邦行（南山大学・非会員）

討論者：西平等（関西大学・非会員）

セッション報告書

参加人数：34名

政治思想史研究において、初期近代における主権国家の枠組みを超えた越境現象や、複数の国際秩序構想への着目が高まっている。かかる政治思想史研究の「国際論的転回」に呼応するかのように、国際関係論や国際政治学では、国際関係の歴史的構築性や再帰性への着目が高まっている。以上の状況の下で、政治思想史と国際関係論との間にいかなる相互貢献の学術的関係が構築できるかが問われている。そこで本セッションでは、「国際紛争は裁判可能なのか」という連盟期の最重要課題を軸に、法と力の関係をダイナミックに捉える諸学説の系譜をたどった西平等『法と力：戦間期国際秩序思想の系譜』を手がかりに、国際法学の中から「国際政治学」的思考が誕生した戦間期のモーゲンソーやE. H.カーの思想について検討した。

報告者、小田川氏（岡山大学）は、本書の中核として、戦間期の国際法論において、「法を勢力関係の表現として捉える思考」を背景として、法実証主義に対抗し、国家間の勢力関係の変動に対して「力の問題を法学的に考察しようとする」「動態的国際法論」が強い影響力を持った点に着目する。そして「法の領域」から排除された「社会的なもの」の復権を、本セッションにおいて注目すべき論点としてあげ、以下の3点についても問題提起した。1)国際法の分野において、反法実証主義が法的思考の一形態として成立しうるのか、2)自然法論的な「戦争の違法化」をめぐる主流派の議論との関係、3) カーの国際政治論の思想史的背景としてブライアリの動態的国際法論との並行性。

続いて、三牧氏（高崎経済大学）は、ケナンによる「法律家的・道徳家的アプローチ」への批判と現実主義的外交の提唱により、大戦間期の国際法学と「現実主義」との密接不可分な関係が看過されがちであったが、これに対して本書が、国際法学の刷新を求める批判的思考の中から、国際政治学的思考が生成されたとする点を評価する。さらに国際連盟体制下で、戦争の違法化や集団的措置に限らない、多面的な平和維持体制の可能性が模索された事に本書が注目し、特に、ジュネーヴ議定書をその文脈において分析している点の画期性を見る。ただし、大戦間期のアメリカでは、本書での評価とは対照的に、不戦条約を足場にして紛争解決の仕組みを充実させようとする動きもあると指摘した。また　労働法学を参照しつつ国際法学において動態的紛争に対応しようとする動きについては、連盟における平和的変更の試みへの挫折感を背景に持っていることを指摘した。さらにモーゲンソーについて、後年カーを「パワー礼讃のユートピアニズム」と評した点をどう解するか、左派の法理論的関心を共有しながらも、フランクフルト社会研究所の若きマルクス主義者たちへの幻滅が、アメリカ亡命後の知識人論へと繋がった点をどう評価するか、などの問題提起がなされた。

最後に西村氏（南山大学）は、本書をより大きな思想史的文脈に定位することを試み、国際法思想と国際政治思想という区別の妥当性を改めて問いかけた。氏は、草創期の国際政治学者たちが歴史（学）的思考を重視していた点に着目し、既存の論理とは異なる秩序構想を提示するにあたって、法学的な基盤を共有していなかったニーバーなどともモーゲンソーが共鳴していた点を指摘する。また非合理的な力へのモーゲンソーの着目も、本書が注目するフロイトの影響に回収しきれない広い文脈があったとする。さらにカーの位置づけについても、彼にとって法律論がどこまで本質的であったか、批判者と同じ土俵に立つために法学的議論に手を出したのではないか、との疑問が提起された。加えて、モーゲンソーやカーにとって、職業的な国際政治学者という自覚がどこまであったのか、それぞれの思想体系全体の中で国際政治学についての思索が占める位置づけがどこまで大きかったのか、問題提起した。

以上の書評報告に対して本書の執筆者の西氏（関西大学）からは、「国際秩序思想における『社会』思想の意義」と題したペーパーとともに以下のように応答があった。本書は、国際政治学者とされるモーゲンソーが当時は国際法学者と認識されていたことに着目し、モーゲンソーが属していた1920年代の欧州国際法学にはリアリスト的な関心が強かった点を明らかにしようとした（その点で、モーゲンソーの規範主義的側面を強調した宮下豊『ハンス・モーゲンソーの政治思想』大学教育出版、2012年と対をなし、特に「国益」概念をめぐる議論は宮下氏との対話となっている）。本書では、モーゲンソーやカーの人物ではなく（後に国際政治学において古典として読まれた）彼らの書き残したテキストの同時代における特徴に着目することで、法社会学→社会法→国際法→国際政治学というリーガリズム批判のフォルムの共有を確認した。

そこでは、「社会」の発見を契機とし、現行法の適用や裁判による紛争解決が期待できない局面において（社会的諸関係の歴史的変化に応じて、秩序も変動するという見方に基づき）、現行の権利・義務関係の変更によって対立を緩和させる社会法（労働法）の取り組みが、国際関係における紛争の取り扱いにおいて意識されたのである。国際連盟は、法律的紛争と非法律的紛争とを区別したが、1920年代の国際法学者は後者の国家間紛争を「動態的紛争」とし、現行法の適用による解決に馴染まないとして、労使紛争との類似性を重視した（ドメスティック・アナロジー）。かくして国際政治思想における動態的紛争という考え方が、労働法や国際法などの法律学を媒介することで展開され国際紛争の平和的変更論となったのである。そこでは、集団間関係としての勢力関係が重要な秩序規定要因であり、法はその時々の勢力関係を反映しており、勢力関係の変動によって、旧ヘゲモニー勢力と新ヘゲモニー勢力との間に重大な対立が生じ、その緩和は法の変更を必要とする。以上の国際秩序をめぐる「社会」思想について、同時代において共有されたフォルムに着目することで、モーゲンソーが労働法の創設者であったジンツハイマーの弟子であったこと、カーが国際秩序構想に関心を持っていたことの意味づけが可能となるであろう。

法実証主義者(ドイツ公法学)にとって、正義は力の領域に属するもので、法律学から正義の要素を排除することは、力の要素を排除することと同義である。実証主義の共通点はpositiveなものだけが客観的とするもので、positiveの内容によって分岐する。これに対して自然法論にとって客観的なものはpositiveなものではなくnaturalなもので、正義の客観性を信じており、そこから主観的な法律を統制していく契機を持つ。対して法実証主義は、正義を主観的なものとする。力は人々を動員する正義と密接に結び付くことでき、異なった複数の正義によって動員された勢力間の対立が問題になった戦間期の認識や、19世紀後半から20世紀初頭に向けての国民主権と君主主権の対立、自由主義と社会主義の対立などに直面し、1そういう対立から法を切り離そうとする試みの中に法実証主義があった。法が政治過程を通じて生み出された、力の産物であることを認めつつ、 一旦出来上がった法規範をそれを生み出した政治過程から切り離し、制定法規範からのみなる自己完結的な規範世界を作り出そうとしたのである。モーゲンソーも正義の複数性を認めている点で法実証主義の側に立つが、法を政治家庭から切り離すことを批判する点で法実証主義とは異なる。実証主義と自然法論との対立とは異なる構図がここにはあった。

戦争違法化と平和的紛争解決について、両者は平和構想の二本柱で相互依存的な関係にあり、どの構想にも双方の側面があることは確か。本書はやや単純化しているかもしれない。しかし、秩序構想の方向性の違いはある、戦争を禁止すれば自ずと紛争の平和的解決につながるという思考と、紛争の平和的解決の仕組みを構築すれば戦争が起きなくなるという思考とでは、異なる。

不戦条約から国連憲章へと至る系譜は前者を想定しており、紛争の平和的解決については簡単な規定しかない。このことは、紛争を解決しないことが合理的な選択となる仕組みでもあることを意味する（係争地を実効的に支配している側は、武力による紛争解決が禁止されている以上、紛争の存在を認めず平和的紛争解決に応じないことが合理的選択となる）。対して連盟規約やジュネーヴ議定書が規定しようとしたのは、後者であり、一方が平和的解決に訴えれば必ず解決手続きが始動し双方を拘束する解決案が出てくる仕組みである。不戦条約について多様な解釈があったことは事実であるが、田岡の理解では、馬車を馬の前に繋ぐようなものであり、紛争を平和的に解決する仕組みを作ることを先にすべきだ、とした。

連盟規約の19条（適用不可能となった条約の再審議）は早くから死文化し、国際法学者の議論にも出てこず、むしろ20年代のジュネーヴ議定書のような国際紛争解決制度の拡充の試みが失敗した後に、制度的には曖昧ながら平和的変更論が登場する、という流れで理解している。

左派問題について、モーゲンソーが政治的信条としてマルクス主義者に共感していたということはあり得ず、戦間期においてもエーリッヒ・カウフマンのような保守的な法学者であったろう。ただ、本書が問題にしたかったのは人物の信条ではなく、テクストに表現されている思考のフォルムである。当時の国際法学と労働法のテクストを重ね合わせてみると、動態的紛争という共通のフォルムが確認される。そのフォルムに着目することで、リアリストとされるモーゲンソーが国際法学者であり、かつ労働法学者の弟子であったことが偶然ではないことが分かるのである。ユダヤ教的なつながりも背景にあるが本書では言及しなかった。

シュミットとモーゲンソーとの関係について、両者はそれぞれ別の系統の議論であり、秩序のフォルム観が異なり、相互にあまり関係がない。シュミットは国際法の外部から国際法を批判したのに対して、モーゲンソーは内部から議論を展開した。シュミットにとって重要なのは規範理念を現実の人間世界においてにいかに実現するかであり、憲法論において市民的法治国家の理念が憲法制定権力によって選択された以上、その理念に従ってワイマール憲法は（文言を離れても）解釈されるべきであるし、別の理念（ソヴィエト社会主義のような）を信奉する革命勢力によって現憲法が揺るがされた場合は、主権者は憲法典の規定に拘泥するのではなく理念を擁護しなければならない。これが例外状態論や主権論であり、こうしたシュミットの考え方からすると、国際連盟が規範理念を実現するための制度として十分に成立しているとは言えず、政治的連合体に不可欠な同質性を持っておらず、実現すべき理念を背負えるような団体ではない。連盟は紛争解決できるものではないし、動態的紛争解決をできるような政治主体たりえない。このように、モーゲンソーは中から紛争解決手続きをどう改善するかを考えており、秩序のフォルムの考え方からすると、シュミットは動態的紛争解決の枠の中に入らない。

モーゲンソーはフロイトやニーチェの著作が好きだったようだが、本書では重視していない。ソシュールのラングとパロールに即して説明すると、従来から存在する言語体系・ラングに基づいて議論を展開するが、その時々の具体的状況への働きかけ・パロールの二つの側面があるとして、ドイツの国法学の研究者であったモーゲンソーは当時のドイツ公法学の文法・ラングに従って議論を展開しなければならなかった。本書はその文法に着目し、勢力関係の表現として法をとらえる動態的紛争というフォルムがドイツ公法学に取り入られ、その文法をモーゲンソーは用いたとした。他方でパロールとしては、20年台のドイツにおける状況について、国際法学者として、連盟の紛争解決手続きにおいて動態的紛争をどう位置付けるか、という問題意識があり、その両者が交錯する点にモーゲンソーの博士論文があった。ただし博士論文として何か新しいことを付け加えるために、当時の新しい思想であったフロイトを付け加えたのであろう。言説のフォルムにもフロイトとの類似性はあり、後年、流行思想に飛びついたことをモーゲンソーは悔いている。なお、戦後のアメリカの文脈について本書は射程外である。また国際法から国際政治への移行を、本書ではやや単純化しすぎたかもしれないし、国家学や公法学が政治学を引き受けたドイツの事情を考慮しても、国際法と国際政治とを厳密に峻別することは出来ない面もある。

さらに西氏は、カーにとって動態的紛争論が、どこまで重要だったのかは、確かに問題にできる。20-30年代におけるヨーロッパの国際法学の議論の文脈にカーの議論を置くと、それほど新鮮には見えない。『危機の20年』がカー自身にとってそれほど重要な著作だったのか、当時の普及していた議論を洗練した表現で展開したすぎず、画期的な主張を展開したという意識はなかったのではないか、と問題提起した。

西氏の応答を受けて西村氏からは、西氏が著書のなかで触れている戦間期ヨーロッパの国際法思想と日本の左派リアリズムとの関係性についても、社会的なものの発見という文脈から見た場合には両者の発展に並行関係を認めうる点、戦前日本の国際関係思想における社会学的視座の重要性を説く春名展生氏の議論を引き合いに、指摘がなされた。またモーゲンソーが後にラスキについて書いていて、基本的には批判的に捉えていたようである、との情報提供もなされた。

フロアからは、国際紛争と労働紛争とのパラレルにとらえるモーゲンソーの、20-30年代の労働組合の勃興を中心とする社会集団の噴出という社会的背景を踏まえると、多元主義国家観、ラスキなどをどう読んだのか、という質問が出された。これに対して西氏は、20年代のような危機的な状況で、多元主義を正面から主張することはできなかったのではないか、と応じた。

この点に関連しフロアからは、ケルゼンの法実証主義を、モーゲンソーが形式主義として批判の対象としたと言われるが、当時のオーストリアの多元的な状況からすると、紛争の実質に立ち入らずに形式の枠内に押し込まないと紛争の解決が絶望的になるという現実的判断があったのであり、形式主義について、ドイツのような同質性を持った文脈とのズレがあったのではないか、という指摘があった。関連して、ラーバントの政治をあえて取り込まない（議論しない）姿勢の政治性を、ケルゼンとどこまで同列に扱えるかも問われた。

これに対して西氏は、ここでいう法実証主義は、ゲルバー、ラーバントの流れをケルゼンが引き継いだもので、予算権をめぐって、君主権的に解決するか、国民主権的に解決するかの対立になった際に、どちらの立場にも与せずに純法律論的に解釈することで、政治から後退する、というのが、労働争議の激しいドイツでもそれなりに、フォルムとして、リアリティがあった、と応じた。政治から後退することの政治性を主張する（学問のあり方を政治化する）のがリアリストであり、法実証主義者が政治的でなかったと主張するつもりはないが、政治を学問の枠の中に取り込むかどうかのフォルムの違いが、ここでは指摘された。

さらにフロアからは、動態的国際法論が国連憲章の下では中心的位置を失ったにしても、魅力的な部分はあったはずなので、国連以外の国際制度の中で結果的に生き残ったり反映されたりすることはなかったのか、という質問も出された。これに対して西氏は、国際連合は、通常考えられている以上に連盟とは違う組織であり、武力行使の禁止と集団的安全保障を基軸として構築された結果、動態的紛争論は国際裁判所の管轄という狭い論点に細々と生き残ったのではないか、と応じた。